

(五一一二、三)が兵庫県へ移転後の生活及び山形県における避難生活の際に要した賃料等・仲介料及び住宅保険料・家賃は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は、賃料等一八万八〇七〇円、仲介料及び住宅保険料八万五三〇〇円、家賃二万三三六六六円と認めるのが相当であり、これらは(五一一一)に生じた損害と認められる。

カ 駐車料及び管理料・車のナンバー変更に関する費用

(五一一二、三)が避難生活の際に要した駐車料及び管理料・車のナンバー変更に関する費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は、駐車料及び管理料三三万六〇〇〇円、車のナンバー変更に関する費用三六五〇円と認めるのが相当であり、これらは(五一一一)に生じた損害と認められる。

キ 検査費用(医療費)

(五一一一～三)が、被ばくの身体への影響を検査するための検査費用については、本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた(五一一一～三)が身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、検査費用三一五〇円は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

ク ガイガーカウンター購入費用・高圧洗浄機購入費用

本件事故により、ガイガーカウンター及び除染のための高圧洗浄機を購入する費用は、本件事故と相当因果関係があると認められ、かかる損害額は、ガイガーカウンター購入費用四〇〇〇円、高圧洗浄機購入費用四万五八〇〇円と認めるのが相当であり、これらは(五一一一)に生じた損害と認められる。

ケ 避難雑費

(五一一二、三)の避難に伴い、避難・移転の同行費用、面会交流費用及び一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円(二四万円×二)について、(五一一一)に生じた損害と認める。

コ 町内会費

上記生活費増加費用を超えて、町内会費を支出したと認めるに足りる証拠はない。

サ 精神的損害(慰謝料)

(五一一一～三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(五一一一、二)は各三〇万円、(五一一三)は六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(五一一一)に対して一三万円、(五一一二)に対して一三万円、(五一一三)に対して七二万円をそれぞれ支払っていること、ADR手続において、(五一一一～三)に対して、四六二万八九〇八円(うち七六万円(五一一一、二)に対する各八万円、(五一一三)に対する六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、三八六万八九〇八円のみ支払われている。)、合計四八二万八九〇八円を支払っていることが認められるところ、これら既払金について、(五一一一)に対しては四一〇万八九〇八円(ADRにおける弁護士費用一三万四八二二円を除くと三九七万四〇八六円)を、(五一一二)に対しては一三万円を、(五一一三)に対しては六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五一)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(五一一一)につき、一七九九三〇〇円(四万四五一八円とADR手続分一三万四八二二円の合計額)を、(五一一二)につき、一万八〇〇〇円を、(五一一三)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五一)の認容額欄記載のとおりである。

五一 原告番号五二一～四について

(1) 世帯の概要

(五二一一)は昭和四二年×月×日生まれ的女性、(五二一二)は平成一一年×月×日生まれ男性、(五二一三)は平成一四年×月×日生まれ男性、(五二一四)は平成一七年×月×日生まれ女性である。(五二一二～四)は、(五二一一)の子である。本件事故当時、(五二一一～四)は、(五二一一)の夫(以下、五一においては「夫」という。)とともに、茨城県北茨城市において、自宅(持ち家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(五二一一)は、茨城県北茨城市では異常に高い放射線量が測定されていたことや、学校の放射線への対応が不十分と感じ、健康被害が生じないようにするため、避難を考えていたが、夫の反対もあり、実行に移せなかった。自分なりにデータを集めたり、講演会や学習会に参加していたりしたところ、京都市内の公務員宿舎に同居できることになったため、避難を決意し、(五二一二～四)は、平成二四年一月二七日、茨城県北茨城市から京都市へ避難した。(五二一二)は、平成二五年一〇月頃、茨城県北茨城市へ戻った。(五二一二～四)が避難した後も、夫は、茨城県北茨城市に居住している。

(3) 面会交流の経過

平成二四年一〇月から平成二七年九月までの間、(五二一二)は、複数回、(五二一一)との面会交流のため、京都市を訪れた。

(4) 損害額

ア 概要

(五二一一～四)の京都市への避難は、相当であるところ、避難に伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二四年一月から平成二五年一二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五二)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(五二一一～四)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、茨城県北茨城市から京都市まで、親子四人が移動していることから、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額の範囲内で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号五二)のとおり、かかる損害額は原告の主張する合計四万三〇五〇円と認めるのが相当であ

る。これは（五二一）に生じた損害と認められる。

（イ） 引越費用

（五二一～四）が京都市へ避難した際、引越代金二万七二五〇円を要したことが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であるから、前記引越代金は本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。これを（五二一）に生じた損害と認める。

（ウ） 保養に要した費用

保養に要した費用は、「保養」と呼ぶかどうかはともかく、京都市への避難に至るまでの間に、放射線の影響を避けるため、戻ることを前提として、短期的に移動したものであるから、避難にはあらず、避難費用としては認められないものの、前記目的を前提とすると、下記避難雑費に含まれる範囲において、本件事故と相当因果関係がある損害と認める。

ウ 生活費増加費用

（ア） 家財道具購入費用

（五二一～四）が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、避難に伴って（五二一～四）と夫が別居し、世帯が分離して生活することになったことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは（五二一）に生じた損害と認められる。

（イ） 避難雑費

（五二一～四）の避難に伴い、一時帰宅費用や短期間移動する費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、避難していた平成二四年一月から平成二五年一二月末日までの間（（五二二）については平成二四年一〇月までの間）、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計八二万円（二四万円×三人＋一〇万円）について、（五二一）に生じた損害と認める。

（ウ） 生活費増加費用一般

前記のとおり、平成二四年一月から世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二四年一月から平成二五年一二月末日までの間、一か月あたり二万円（平成二四年一〇月以降は三万円）を認め、合計六三万円（二万円×九か月＋三万円×一五か月）について、（五二一）に生じた損害と認める。

（エ） 検診料

（五二一～四）が、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として合計四万五五六〇円を支出したことが認められる。（五二一～四）が避難することは相当であって、身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、（五二一）に生じた損害と認める。

エ 精神的損害（慰謝料）

（五二一～四）は、自主避難等対象区域外の居住者ではあるが、その避難は、自主的避難等対象区域の居住者の避難と同様であるから、本件事故当初の恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、（五二一、二）は各三〇万円、（五二一三、四）は各六〇万円が相当である。

（５） 弁護士費用

弁護士費用は、（五二一）につき、二万六五八六円を、（五二二）につき、三万円を、（五二一三、四）につき、各六万円をそれぞれ相当と認める。

（６） まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号五二）の認容額欄記載のとおりである。

五二 原告番号五三について

（１） 世帯の概要

（五三）は昭和四三年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、（五三）は、（五三）の夫及び長女（平成一二年×月×日生まれ）（以下、五二においてはそれぞれ「夫」「長女」という。）とともに、福島市において、自宅（持ち家）に居住していた。

（２） 避難の経緯

（五三）は、本件事故後、福島市で観測される空間線量値が高いと感じていたところ、平成二三年四月頃、市民団体の集会や勉強会に参加して話を聞き、放射線の影響に対して不安が募り、福島を離れて避難するしかないと感じ、長女とともに、平成二三年八月二四日、福島市から京都市へ避難した。（五三）と長女が避難した後も、夫は、福島市に居住していた。

（３） 面会交流の経過

平成二三年八月から平成二八年一月までの間、夫は、二か月に一度の割合で、合計二〇回、長女に面会するため、京都市を訪れた。

（４） 損害額

ア 概要

（五三）及び長女の京都市への避難は、相当であるところ、避難に伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年八月から平成二五年七月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号五三）のとおりである。

イ 避難費用

（ア） 交通費

（五三）の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表（公共交通機関）の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号五三）のとおり、かかる損害額を二万〇八〇〇円と認めるのが相当である。避難先の下見等に要した交通費は、下記避難雑費に含まれるものを超えて損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

（イ） 滞在費（宿泊費）

（五三）は、京都市へ避難する際、下見や手続のために宿泊する必要が生じたため、滞在費（宿泊費）を要した旨主張するが、避難先の下見等に要した交通費は、下記避難雑費に含まれるものを超えて損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

（ウ） 引越費用

(五三)が京都市へ避難する際、引越代金二万六二五〇円を要したことが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であるから、前記引越代金も本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

(エ) 避難雑費

(五三)の避難に伴い、避難先の下見費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(五三)が避難していた平成二三年八月から平成二五年七月末日までの間、一か月あたり一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計二四万円について、損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(五三)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、本件避難によって、(五三)及び長女と夫は別居し、世帯が分離して生活することになったことを踏まえれば、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、損害と認められる。

(イ) 生活費増加費用(二重生活)

前記のとおり、平成二三年八月から世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年八月から平成二五年七月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四八万円について、損害と認める。

エ 精神的損害(慰謝料)

(五三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、三〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(五三)に対して一二万円を支払っていることが認められるところ、この既払金を(五三)に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五三)の既払額欄記載のとおり、(五三)に生じた損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、一二万四七〇五円を相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五三)の認容額欄記載のとおりである。

五三 原告番号五四一、二について

(1) 世帯の概要

(五四一)は昭和五四年×月×日生まれの男性、(五四二)は昭和五三年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(五四一、二)は、福島県いわき市において、自宅(借家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(五四一、二)は、本件事故により、報道が錯綜し、何が正しい状況か分からないと感じていた。見えない放射線は恐怖であり、外出する際には、マスクを付け、長袖の服を着て帽子を被り、帰宅する際には、外で衣服をはたいてから部屋に入るようにしていた。そして、農作物を販売して生計を立てようとしていたところ、平成二三年三月には収穫予定であったが、本件事故により、このままでは赤字となると考えられたため、そこまでして被ばくの危険を負う必要はないと判断して、収穫を断念し、消費者への影響が目に見えており、福島で農業することをあきらめて、農業できる場所を探すためもあって、避難を決意した。(五四一、二)は、平成二三年五月二〇日、福島県いわき市から京都府へ避難した。

(3) 面会交流の経過

平成二三年一〇月及び平成二五年八月、(五四二)の母が面会交流のため、京都府を訪れ、平成二五年一月、(五四一、二)は、面会交流のため、一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(五四一、二)の京都府への避難は、相当と認められるところ、避難に伴う損害のうち、京都府へ避難した日を含む月である平成二三年五月から平成二五年四月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五四)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(五四一、二)の京都府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号五四)のとおり、かかる損害額は二万二四〇〇円と認めるのが相当であり、これは(五四一)に生じた損害と認められる。

(イ) 面会交通費

(五四一、二)が面会等のため、一時帰宅に要した費用や、(五四二)の母が京都府を訪れた費用については、前記第一で述べたとおりであるから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用(家財道具購入費用)

(五四一、二)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえると、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(五四一)に生じた損害と認められる。

エ 逸失利益(作付けにかかる損害)

(五四一、二)は、仮農園において初めてネギの作付けを行い、平成二三年三月頃、収穫する予定であったが、本件事故により収穫が不能になり、その後も、福島県産の農作物の価格が低下するなどの理由で農業をすることができなくなったことが認められる。しかし、作付けしたネギの量やそのための費用の額がどれだけであったのか、初めての作付けでもともと収穫できる可能性があったのか、実際に収穫や出荷はできなかったのかなどの点について裏付ける証拠が一切なく、損害が生じたと認めることはできない。

オ 精神的損害(慰謝料)

(五四一、二)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、各三〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(五四一、二)に対して各一二万円を支払っていることが認められるところ、これら既払金を各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五四)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、(五四一)につき、三万五二四〇円を、(五四二)につき、一万八〇〇〇円をそれぞれ相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五四)の認容額欄記載のとおりである。

五四 原告番号五五について

(1) 世帯の概要

(五五)は昭和五七年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(五五)は、(五五)の夫と長男(平成二二年×月生)以下、五四においては「夫」「長男」という。)とともに、宮城県仙台市宮城野区において、自宅(借家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(五五)は、平成二三年六月頃から、低線量被ばくについて調べるようになり、インターネットで情報収集をしていたところ、仙台市内も放射性物質の影響を受けていると考えるようになった。加えて、長男の甲状腺にしこりが見つかり、仙台市内において被ばくすることは大きなリスクになると考え、さらなる被ばくを避けるため、平成二三年一月一六日、長男とともに、宮城県仙台市宮城野区から京都市へ避難した。(五五)と長男が避難した後も、夫は、宮城県仙台市宮城野区の自宅において、居住していた。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二四年三月から平成二七年一月までの間、夫が面会交流のため、京都市を訪れたり、(五五)と長男が面会交流のため、一時帰宅したりした。

(4) 損害額

ア 概要

(五五)の京都市への避難は本件事故と相当因果関係のある避難とは認められない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五五)のとおりである。

イ 生活費増加費用(放射線検査費用)

長男が平成二六年と平成二七年の二回、検査を受けたことが認められ、検査費用として一万九〇〇〇円を支出したと認められるが、後述のとおり、福島第一原発からの距離や空間線量等の状況からすると、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

ウ 精神的損害(慰謝料)

(五五)は、自主的避難等対象区域外の居住者であり、その避難は、自主的避難区域の居住者の避難の場合と同等又は準じる場合ともいえないから、避難に伴う精神的損害は認められない。そして、その居住場所(仙台市宮城野区)は、福島第一原発までの距離が約九五kmで、自主的避難等対象区域が概ね含まれる福島第一原発八〇km圏内を越えること、本件事故直後の空間線量が特段高いと認めるに足りる証拠もないこと、避難指示等対象区域や自主的避難等対象区域に近接することもないこと等から、本件事故による恐怖及び不安の点においても、慰謝料を認めるのが相当とまでは認められない。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、〇円を相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五五)の認容額欄記載のとおりである。

五五 原告番号五六一、二について

(1) 世帯の概要

(五六一)は昭和三七七年×月×日生まれの女性、(五六二)は昭和六三年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(五六一)は、栃木県大田原市において、父の所有する建物を自宅として居住していた。(五六二)は、平成二三年一月頃から、資格取得のため、一時的に東京都に居住しており、同年春頃には、栃木県大田原市の上記自宅へ戻る予定であった。(五六一)の亡父(以下、五五においては「亡父」という。)は、本件事故当時、東京都で居住していたが、平成二四年×月×日、死亡した。

(2) 避難の経緯

(五六一)は、平成二三年三月一二日、本件地震に不安を感じており、中国へ出張するため、栃木県大田原市から東京都へ移動した。(五六一)は、同日、東京都に到着してから、本件事故を知り、もともと化学物質過敏症であったことから、放射性物質に対する恐怖を感じ、(五六二)の将来の出産のことを案じて、避難することを決意した。(五六一、二)は、同年三月一七日、東京都から大阪府へ避難し、亡父は、同年四月一八日、東京都から大阪府へ避難した。その後、(五六一、二)及び亡父は、平成二三年五月一七日、大阪府から京都市へ避難した。その後も、(五六一、二)は、複数回、移転した。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年八月から平成二八年一月までの間、(五六一、二)は面会交流のために東京都等を訪問したり、栃木県大田原市へ一時帰宅したりした。

(4) 損害額

ア 概要

(五六一、二)の大阪府への避難は相当であるところ、避難に伴う損害のうち、大阪府へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五六)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 避難交通費

(五六―一、二)の大阪府への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、(五六―一、二)の大阪府から京都市への移転は、いずれも避難直後であり、生活の安定を図るためといえることからすれば、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号五六)のとおり、かかる損害額の合計は二万七二〇〇円と認めるのが相当である。これを、(五六―一)に生じた損害と認める。(五六―一)は、その後も避難を繰り返している旨述べるが、上記限度を超える移転にかかる費用は、移転する回数が多数で、全国各地に移転しており、その目的も明らかでない面があることからすれば、生活の安定を図るためという目的を超えるといわざるを得ず、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(イ) 一時帰宅

一時帰宅に要した費用については、(五六―一、二)は、大阪府へ避難した後、平成二四年一月までに二度、一時帰宅しており、自宅の片付け等のためと認められるから、大人一名分の帰宅費用の限度で認める。標準交通費一覧表(公共交通機関、自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号五六)のとおり、かかる損害額の合計は五万四四〇〇円と認めるのが相当であり、(五六―一)に生じた損害と認める。

(ウ) 部屋探し

部屋探しのための費用は、避難した後にさらに移転先を探すための費用であると思われるが、韓国への移転は相当な範囲にあるとはいえないし、国内における移転についても、前記(ア)で述べたとおり、生活の安定を図るためという目的を超えるといわざるを得ず、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

(エ) 面会交流

面会交流費用については、前記第一のとおりであるから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

(オ) 滞在費

滞在費についても、前記(ア)で述べたとおり、移転自体、生活の安定を図るためという目的を超えるといわざるを得ないことからすれば、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 清掃作業・リフォーム等

本件事故による避難のため、清掃費用が必要となったと認めるに足りる証拠はないし、自宅のリフォームについて、本件事故により価値が減少又は滅失したとは認められないから、かかる損害は本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

(イ) 家財道具購入費用

(五六―一、二)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえると、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(五六―一)に生じた損害と認められる。

(ウ) 引越費用

(五六―一、二)の大阪府から京都市への移転は、前記のとおり、移転として相当であるから、その費用として引越費用二万三〇五〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

(エ) 入居初期費用・家賃等

(五六―一、二)の大阪府から京都市への移転は相当であるから、京都市での家賃等住居にかかる費用として、一六万円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

(オ) 重複光熱費

本件事故による避難は世帯全体で行っており、自宅における光熱費の支出を免れているのであるから、本件事故によって光熱費が重複して必要となったと認めるに足りる証拠はない。

エ 処分家財等(自宅・会社D(東京・大田原))

(五六―一)は、自宅にある家財道具等が、空き巣により盗難に遭い、また、放射性物質による汚染により使いものにならなくなったとして、損害を被った旨主張するが、空き巣による被害は本件事故と因果関係は認められないし、放射性物質による汚染により、家財道具の価値が減少又は喪失したと認めるに足りる証拠はない。また、会社Dの事業が、本件事故前にどの程度収益があったか、また本件事故により休止せざるを得なかったと認めるに足りる証拠はない。

オ 会社D活動経費

(五六―一)は、本件事故までに支出していた会社Dの活動経費が無駄になった旨主張するが、会社Dの事業に関しては、本件事故前にどの程度収益があったか、また本件事故により休止せざるを得なかったと認めるに足りる証拠はない。

カ 精神的損害(慰謝料)

(五六―一、二)は自主的避難等対象区域外の居住者であるが、大阪府への避難が、自主的避難等対象区域からの平成二四年四月一日までの避難に準じる避難と評価することができるから、慰謝料を認めるのが相当である。そして、(五六―一、二)は、大阪府への避難の前に、本件地震の影響や資格取得のため、居住地(栃木県大田原市)を離れていたものであるから、本件事故による恐怖及び不安は少なく、避難生活の苦痛への慰謝料が中心となることから、慰謝料としては、いずれも一〇万円を認めるのが相当である。

なお、(五六―一)は、亡父の避難に伴う慰謝料を相続した旨主張するが、亡父の避難は相当とはいえず、また、亡父は、当時東京都に居住しており、本件事故によって放射線への恐怖にさらされたといえるような特段の事情もないから、亡父の慰謝料は認められない。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、(五六―一)につき、七万二三五五円を、(五六―二)につき、一万円をそれぞれ相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五六)の認容額欄記載のとおりである。

五六 原告番号五七―一～六について

(1) 世帯の概要

(五七一一)は昭和四八年×月×日生まれの女性、(五七一二)は昭和五二年×月×日生まれの男性、(五七一三)は平成一四年×月×日生まれの女性、(五七一四)は平成一六年×月×日生まれの男性、(五七一五)は平成一七年×月×日生まれの女性、(五七一六)は平成二二年×月×日生まれの女性である。(五七一三～六)は、(五七一一、二)の子である。なお、(五七一一、二)は内縁の夫婦であるが、子育てのため、自然の多い居住地を求め、(五七一一)の実家近くの移住者募集事業に応募し、平成二〇年四月、福島県いわき市に移住した。本件事故当時、(五七一一～六)は、同市において、自宅(借家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(五七一一)は、テレビで本件事故の映像を見て、インターネットで情報収集したところ、福島も危ないという情報も得たことに加えて、友人からの避難の勧めもあり、避難することを決意し、(五七一一～六)は、平成二三年三月一四日、福島県いわき市から福島県会津若松市へ避難した。同じ地区に移住した五世帯全部が福島県外に避難し、地区の小学校は閉校となった。その後、同年三月一五日に福島県会津若松市から新潟県へ、同月一六日に新潟県から大阪府へ、同月二一日に大阪府から京都市へ移転した。

(3) 一時帰宅の経過

平成二三年三月から平成二五年三月までの間、(五七一一～六)は、複数回家財の移動及び面会交流のため、一時帰宅した。

(4) 損害額

ア 概要

(五七一一～六)の福島県会津若松市への避難は相当であるところ、避難に伴う損害のうち、福島県会津若松市へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五七)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(五七一一～六)の福島県会津若松市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。また、(五七一一～六)の福島県会津若松市から新潟県への移転、新潟県から大阪府への移転及び大阪府から京都市への移転は、いずれも避難直後であり、友人宅や(五七一二)の実家を転々としていたため、生活の安定を図るために移転したといえることからすれば、当該移転に要した費用も、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号五七)のとおり、かかる損害額は合計四万五六〇〇円と認めるのが相当である。これを、(五七一二)に生じた損害と認める。

(イ) 一時帰宅費用

一時立入費用については、第一で述べたとおりであり、自宅の整理のための立入りは、年に四回程度の範囲で、大人一名の一回の往復分を本件事故と相当因果関係のあるものと認める。もっとも、(五七一二)の自宅は、借家であったことから、自宅の維持等の管理は不要であり、自宅の整理や家財の運搬は、三回程度で終わったものと考えられ、標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で三往復分として、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号五七)のとおり、一三万四四〇〇円を(五七一二)に生じた損害と認める。その余については下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 避難雑費

(五七一一～六)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計一四四万円(二四万円×六人)を、(五七一二)に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(五七一一～六)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯全体で避難したことを踏まえれば、かかる損害額は一五万円と認めるのが相当であり、これは(五七一二)に生じた損害と認められる。

(イ) 生活費増加費用(一般)

(五七一一～六)が世帯全体で避難したことに鑑みれば、本件避難によって、生活費が増加したと認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 生活費増加費用(食費増加分)

(五七一二)が単身赴任したために、二重生活となって食費が増加した旨主張するが、(五七一二)の単身赴任は本件事故と相当因果関係があると認められないから、食費増加は本件事故による損害とはいえない。

(エ) 生活費増加費用(賃料)

(五七一一～六)の避難生活のために必要となった家賃等については、上記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。

エ 就労不能損害(事業損害)

(五七一二)は、本件事故前、林業の仕事に就いており、平成二二年は二二九万円の年収(月額一九万〇八三三円相当)があり、平成二三年一月から三月まで七二万円の収入があったが、本件事故による避難のために退職したこと、平成二四年二月から三月は三重県に単身赴任して工場に勤務していたこと、同年五月から平成二五年二月まで避難先の京都市で契約社員として勤務していたことが認められる。平成二三年四月から平成二四年一月までの間及び平成二四年四月については、本件事故による避難を実行したために、就労できなかつたものと認められ、その他就労していた期間については、特段、賃金の減少等を認めるに足りる証拠はないことを踏まえると、避難前の基礎収入(月額一九万〇八三三円)を基準として、二〇九万九一六三円(＝一九万〇八三三円×一)の就労不能損害が認められる。

オ 就労不能損害(農業損害)

(五七一二)は、二・五反の田を借りて、稲作をする予定であったとして、農業損害を主張するが、平成二三年五月に初め

ての田植えをする予定であったことなどからすれば、(五七二)の主張するような収穫や売上げが生じたと認めるに足りる証拠はない。

カ 精神的損害(慰謝料)

(五七一～六)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(五七一、二)は各三〇万円、(五七三～六)は各六〇万円が相当である。

(5) 既払金の充当

被告東電は、(五七一、二)に対して各一二万円、(五七三～六)に対して各七二万円を支払っていることが認められるところ、これら既払金のうち、(五七一)に対して一二万円、(五七二)に対して六〇万円、(五七三～六)に対して各六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五七)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(6) 弁護士費用

弁護士費用は、(五七一)につき、一万八〇〇〇円を、(五七二)につき、三万六九一六円を、(五七三)につき、〇円を、(五七四)につき、〇円を、(五七五)につき、〇円を、(五七六)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五七)の認容額欄記載のとおりである。

五七 原告番号五八―一～四について

(1) 世帯の概要

(五八―一)は昭和五一年×月×日生まれの男性、(五八―二)は昭和五三年×月×日生まれの女性、(五八―三)は平成二〇年×月×日生まれの女性、(五八―四)は平成二三年×月×日生まれの女性である。(五八―三、四)は、(五八―一、二)の子である。本件事故当時、(五八―一、二)は、千葉県柏市において、自宅(借家)に居住しており、(五八―二)は(五八―四)を妊娠中であった。

(2) 避難の経緯

(五八―一)は、勤務先の大学で生物学を専攻し、放射線の管理責任者も経験していたが、本件事故直後には、大学のモニターが振り切れ、放射線の線量が高いと認識していた。妊婦である(五八―二)には悪阻がみられ、余震を避けるためもあり、(五八―二)の実家(京都市)に一時的に避難することとし、(五八―二、三)は、平成二三年三月一四日、千葉県柏市から京都市(五八―二の実家)へ避難した。(五八―一)は、平成二三年六月頃、千葉県柏市がホットスポットになっているのを知り、(五八―一)の勤務先の大学の放射線量の測定においても、高い値が観測されていたのを認識しており、本件事故も収束していく様子がないと判断した。このため、(五八―二)は、千葉県柏市には戻らないことを決意し、同月ころ、(五八―三)と共に、京都市内で移転し、避難を継続した。(五八―一)は、(五八―二、三)の避難後も、大学の仕事を続けるため、千葉県柏市の自宅に居住していた。避難後、京都市において、(五八―四)が出生した。なお、(五八―一)は、自宅のある大学の宿舎では、(五八―三)と同じ年齢の子がいる家庭は、(五八―一)の家庭と同様に避難したと認識している。

(3) 面会交流の経過

平成二三年三月から平成二七年七月までの間、(五八―一)は、複数回、(五八―三、四)との面会交流のため、京都市を訪問した。

(4) 損害額

ア 概要

(五八―二、三)の京都市への避難は相当と認められるところ、避難に伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号五八)のとおりである。

イ 避難費用

(ア) 交通費

a 避難交通費

(五八―二、三)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号五八)のとおり、かかる損害額は一万六八〇〇円と認めるのが相当である。これは(五八―一)に生じた損害と認める。

b 面会交流交通費

(五八―一)が(五八―三、四)との面会交流に要した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号五八)のとおり、かかる損害額は、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、二年間二四回分合計八〇万六四〇〇円と認めるのが相当であり、これは(五八―一)に生じた損害と認める。その余の面会交流交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、相当因果関係のある損害が生じたとは認められない。

したがって、交通費として合計八二万三二〇〇円を、(五八―一)に生じた損害と認める。

(イ) 引越費用

(五八―二、三)は、平成二三年三月、(五八―二)の京都市内の実家に避難した後、同年六月と、平成二四年五月に京都市内で移転している。平成二四年五月の移転の際に要した引越費用として、一二万七〇五〇円を要したと認められる。これらの二回の移転は、(五八―四)が生まれたこともあり、(五八―二)の実家から移転することによって、生活を安定させるためのものといえることができるから、当該引越費用も本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

ウ 生活費増加費用

(ア) 二重生活

平成二三年三月から(五八―一)と(五八―二、三)が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四八万円について、(五八―一)に生じた損害と認める。

(イ) 家財道具購入費用

(五八一二、三)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯分離が生じていたのであるから、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(五八一)に生じた損害と認められる。(五八一)が費やした額は、三〇万円を超えるが、購入した家財道具の中には、高価なものや避難とは直接関係ない家財道具も含まれるから、三〇万円の限度で相当な損害と認める。

(ウ) 避難雑費(妊婦・子)

(五八一二、三)の避難に伴い、面会交流費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(五八一二、三)が避難していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(五八一二)に一四万円、(五八一三)に三四万円、それぞれ生じた損害と認める。

エ 精神的損害(慰謝料)

(五八一～四)は、自主的避難等対象区域外の居住者であるが、(五八一二、三)については、千葉県柏市から京都市への避難が、自主的避難等対象区域からの平成二四年四月一日までの避難に準じる避難と評価することができるから、慰謝料を認めるのが相当である。そして、その額は、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(五八一二、三)は各三〇万円を認めるのが相当である。(五八一四)は、本件事故当時胎児で、避難後出生の子であるから、慰謝料は認められない。一方、(五八一)は、避難せずに千葉県柏市に居住し続けているところ、(五八一二、三)に避難の相当性を認めた事情(空間線量)からすると、本件事故による恐怖及び不安並びに行動が制限されるという苦痛への慰謝料として、一五万円を認めるのが相当である。

(5) 弁護士費用

弁護士費用は、(五八一)につき、一八万八〇二五円を、(五八一二)につき、四万四〇〇〇円を、(五八一三)につき、六万四〇〇〇円を、(五八一四)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(6) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号五八)の認容額欄記載のとおりである。

第四章 結論

よって、原告らの被告らに対する請求のうち、別紙認容額等一覧表の各認容額欄に金額の記載がある各原告(請求額全部認容の二人の原告を含む。)が、被告らに対し、各自、同一覧表の各認容額欄記載の金員及びこれに対する平成二三年三月一日から支払済みまで年五分の割合による遅延損害金の支払を求める範囲で理由があるからこれらを認容し、同各原告の被告らに対するその余の請求及び別紙認容額等一覧表の各認容額欄に「棄却」の記載がある原告らの被告らに対する請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用につき、民訴法六一条、六四条本文及びただし書、六五条一項本文を、仮執行の宣言につき同法二五九条一項を、被告らから申立てのあった仮執行の免脱宣言につき同法二五九条三項を、それぞれ適用し、被告国から申し立てのあった仮執行開始時期猶予については、相当でないからこれを付さないこととし、主文のとおり、判決する。

第7民事部

(裁判長裁判官 浅見宣義 裁判官 松川充康 裁判官 秋本円香)

別紙 当事者目録

原告 <略>

被告 東京電力ホールディングス株式会社

同代表者代表執行役 小早川智明

同訴訟代理人弁護士 岡内真哉

棚村友博

奥原靖裕

永岡秀一

青木翔太郎

小林優嗣

永井翔太郎

市橋卓

塚本弥石

河西薫子

石川陽菜

被告 国

同代表者法務大臣 上川陽子

同指定代理人 新谷貴昭 <ほか七四名>

別冊 当事者の主張<略>

別冊 別紙綴り

別紙一 福島第一原子力発電所配置図<略>

別紙二 地震一覧表<略>

別紙三 津波評価・断層モデル図<略>

別紙四 長期評価・評価対象領域図<略>

別紙五 SA対策に影響を与えた重要な出来事等の経緯<略>

別紙六 原子力行政一覧<略>

別紙七 中間指針追補における対象区域<略>

別紙八 各市町村の環境放射能測定結果の推移一<1>、<2><略>

別紙 避難経路等一覧表<略>

別紙 損害額等一覧表<<略>>

別紙 原告ら代理人一覧表

別紙 認容額等一覧表

別紙 略語・用語一覧表